

大東民報

議会版

日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
TEL 072-871-5588



市議会議員
まさひろ
まさひろ

・090-8939-5743



市議会議員
つとむ
つとむ

・090-3864-5037



市議会議員
かつこ
よしまし

・090-1079-8939

市が「構造改革指針」を発表—地方自治体の変質 さらに職員大幅削減計画で市役所の継続性が危ぶまれる

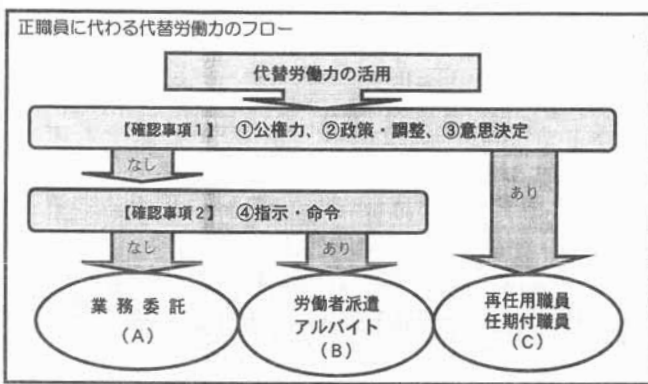
住民サービスより も官僚統制強化

大東市が策定した「構造改革指針」が、六日のまちづくりにいきいき両委員会協議会に報告されました。

岡本市長は、これまで職員総数を現行の約一〇〇〇人から八一人まで削減することを公言してきました。

今回の「指針」は、さらに踏み込んで「行政事務の全てをコストの高い正職員が担うことは、現在では市民の理解を得られない」と決めつけ、「正職員は指導、政策形成、調整、決定、公権力行使という本来の公務員の業務に従事することになる」として、住民サービスに徹すべき地方自治体職員の業務内容を国家権力の下部機構のように描き、「定型的な業務は代替労働力が活用されるべき」と、単純な業務は国が制定した「任

行政事務の性質に応じた労働力の配置



期付採用法」に基づく任期付職員やアルバイトにさせるとしています。
職場に格差と分断持ち込む
こうした方向がすすむならば、管理職でもない正職員が任期付職員やアルバイトを監督することになり、同じ職場で働く労働者のなかに格差と分断をもちこむことになりま

「公権力行使の要素を含む事務

「政策形成・調整事項を含む事務

「意思決定事項を含む事務」

「具体的な指示命令を受けて実施する事務

「(B)労働者派遣・アルバイト」を活用

「その他の事務」

「(A)業務委託」を活用

の事務については、公務員の身分を持ったものが執行すべき事務であり、担い手区分では「正職員」の他「(C)再任用職員、任期付職員」が従事するものとする。



年度		19	20	21	22	23	24	25
正職員	①	920	888	849	810	763	749	724~740
任期付常勤職員	②	0	0	2	2	4	4	4
再任用職員 任期付非常勤職員	③	12	24	44	62	87	80	88~72
①+②+③ 合計		932	912	895	874	854	833	816

シンポジウム

「大東市政の市民的再生めざして」

2月24日(日)午後2時~4時

大東市民会館 3階中会議室

お知らせ

法律相談

○ 3月3日(月)

夜7時

○ 市民会館

※予約制です

TEL 871-5588 まで

いきいき委員会協議会開催

2月5日午後12時半から13時、各所管より報告がありました。

政策推進部(構造改革指針について)

健康福祉部(①介護保険

条例の改正について、②障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急

子ども未来部(①公立保育所民営化事業の進捗状況 ②食育推進事業につ

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長する政令が厚生労働省から公布され「平成20年度も保険者の判断により緩和措置が取れる」とされました。

平成18年度の税制改正により、平成18年度・19年度に介護保険料が急騰する一部の被保険者に対し、激変緩和措置が設けられ実施している。

20年度の試算は、下記表①のとおり。

表①

20年度は、19年度と同率で実施する。

Table with 6 columns: Insurance fee stage, Target group, Ratio (18/19), Number of targets (20), Reduction per person/year, and Total reduction amount. Rows include stages 4 and 5 with various sub-categories.

教育委員会生涯学習部(大東市生涯学習推進プランについて)より報告がありました。

障害者自立ネットワーク

クから1人10分間の要望・意見陳述があり質疑・意見交換が行われました。

①障害者福祉サービス事業所ハートフル大東 施設長 白川広子氏

②精神障害者通所授産施設 チューリップハウス

施設長代理 米尾依子氏

③身体障害者通所授産施設 コスモス 施設長 寺岡洋子氏



障害者自立支援法の見直しは3度目になります。各施設からは、利用者の日割り計算などにより、施設の職員の配置や賃金を圧縮しなければな

らないなど深刻な意見が出されています。「障害者自立支援法」の導入で施設運営の見通しが立ちにくい状況が出てきています。



保育所民営化について

岡本市長は、上三箇保育所の民営化による高裁判決が不服として最高裁に控訴しましたが棄却となりました。高裁判決に基づいて損害賠償を支払わなければならないとなりました。

引き続き、平成21年4月移管にむけて、大東市立保育所5箇所のうちの辺保育所・寺川保育所の民営化を進めています。

(津の辺・寺川保育所民営化の予定) 2月1日(金)〜8日(金) 申請書の配布 2月11日(祝日) 法人に対する現地説明会

2月18日(月)・19日(火) 申請の受付

今後、全ての公立保育所を民営化しようとしています。



保育所裁判弁護士費用(総務課)・・・予備費より

平成14年度 地裁<第一審着手金>661,500円
平成16年度 高裁<第二審着手金>661,500円
平成19年度 最高裁・却下<第三審上告分・着手金>735,000円
<第三審被上告分・着手金>525,000円
支払済み 計2,583,000円
成功報酬交渉中<現在の提示額> 2,494,800円

損害賠償額(保育課)・・・予備費より

平成19年度12月18日 33万円×30世帯
<9,900,000円+利子1,865,270円>
計11,765,270円